

(仮称) 3.11 ビフォーアフターパンフレット制作業務

委託先募集要領

令和4年11月

仙台市まちづくり政策局 防災環境都市推進室

1. 委託業務名

(仮称) 3.11 ビフォーアフターパンフレット制作業務

2. 目的

本市は、東日本大震災からの復興において、震災の経験や教訓を生かした防災環境都市づくりを推進してきました。発災から 11 年が経過し、現在では復興による新しい“まち”や“風景”ができあがっています。

本パンフレットは、震災前後を含めた本市まちづくりの一連の変化（「何が”、”どうなって”、”どうなった”」か）を一目で把握いただき、本市の今の姿やまちづくり（復興）の意義への理解を深めることを目的に制作・配付するものです。

3. 履行期間（契約期間）

契約締結日から令和 5 年 3 月 3 日（金）まで

4. 業務内容 ※詳細については、別紙「仕様書」のとおりとする

受託者は、本業務の趣旨を踏まえ、以下の業務内容を基本とした上で受託者による独自の提案を加えた内容により実施するものとします。

- (1) パンフレット構成・デザイン調整
- (2) パンフレット原稿の制作
- (3) パンフレットの印刷及び納品

5. 事業者選定・契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

6. 契約金額の上限

1,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 仙台市内に本店を有する法人又は団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 受付期限内に、「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）」第 2 条第 1 項又は第 3 条各項の規定による指名停止を受けていないこと。

8. 質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア. 受付期間

令和4年11月25日(金)17時まで

イ. 受付方法

様式「(様式1) 質問票」に、質問事項を記入のうえ、電子メール(mac001604@city.sendai.jp)で提出すること。

(2) 回答

質問受付後、市ホームページに回答を随時掲載し、令和4年11月28日(月)17時までに全質問の回答を掲示する。(令和4年12月6日(火)まで掲示する)

9. 企画提案書、見積書の提出

(1) 提出期限

令和4年12月6日(火)17時(必着)

(2) 提出方法

郵送または持参

※新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り郵送による提出とすること。

※郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までとし、事前連絡の上、持参すること。

(3) 提出先

仙台市まちづくり政策局 防災環境都市推進室 震災メモリアル事業グループ 宛
住所 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

(4) 提出書類

ア. 企画提案書(任意様式) (正本1部、副本5部)

※A4版で様式自由とする。

※正本1部にのみ事業者名を記載し、副本5部には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※仕様書等の内容を踏まえ、以下についても具体的に提案すること。

- ・ 本業務の実施体制、実施責任者及び業務全体のスケジュール等を記載すること。
(本業務を遂行する人員体制、主任担当予定者(氏名、担当業務履歴)を記載すること)
- ・ 類似事例の件数及び実績について記載すること。
(類似事例は、事業名称、概要及び実績等を一覧形式で記載すること)

イ. 見積書(任意様式) (正本1部、副本5部)

※A4版で様式自由とする。

※業務内容項目ごとに経費の内訳を記載すること

※正本1部にのみ事業者名を記載し、副本5部には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

ウ. 事業者概要が分かる資料(会社案内等) 1部

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない者または契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・ 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・ 上記6に示す契約金額の上限額を超える提案
- ・ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 提案にあたっての留意点

- ・ 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・ 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ・ 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを制作し使用することができるものとする。
- ・ 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・ 提出書類等は返却せず、本市の責任において処分する。なお提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例に基づく開示請求の対象文書となる。

10. 企画提案書の審査、受託候補者の特定

提出された企画提案書等を基に、審査委員会において書面審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) 書面審査

令和4年12月9日（金）に書面審査を実施する。

(2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、企画提案書を基に、別紙1「評価基準」に基づき、4名の委員がそれぞれ100点満点で評価する。

審査委員4名の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の委託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会に置いて協議の上、委託候補者を特定する。なお、審査委員4名の合計得点が満点の6割（240点）未満の場合は、委託候補者として特定しない。

11. 結果通知

- ・ 令和4年12月12日（月）までに提案書を提出した全提案者あてに電子メールにて通知する。
- ・ 受託候補者として特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を書面により通知する。上記の通知を受けた者は、通知した日から7日以内に非特定理由についての説明を求められることができる。
- ・ 非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に書面で回答する。

1 2. 契約方法

- ・ 受託候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点の者と協議を行う。
- ・ 本業務の実施にあたっては、提出された企画提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について提案者と別途協議の上、提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・ 本業務の契約は、本市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。

1 3. その他

- ・ 本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- ・ 本業務に実施にあたっては、各種労働関係法令、著作権法、その他各種法令を遵守すること。

1 4. スケジュール (予定)

11月21日(月)	公募開始
11月25日(金)	質問書の受付締切
<u>12月6日(火)</u>	企画提案書、見積書等の提出期限
12月9日(金)	企画提案書審査(書面審査)
12月12日(月)	審査結果通知
12月中旬	契約締結
12月~2023年2月	制作
3月3日(金)まで	納品

1 5. 担当者

仙台市 まちづくり政策局 防災環境都市推進室 震災メモリアル事業グループ 主任 安田 俊彦

住所：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1(仙台市役所本庁舎2階)

TEL：022-214-1117 FAX：022-214-8497

E-mail：mac001604@city.sendai.jp